

## 序章

### 1 千葉市の教育行政について [P2]

本市の教育施策は、「人間尊重の教育」を基調としており、学校教育については、平成21年度に学校教育推進計画を策定し、目指すべき子どもの姿である「夢と思いやりの心を持ち、チャレンジする子ども」の実現を図るため、教育目標「自ら考え、自ら学び、自ら行動できる力をはぐくむ」を定め、第2次を経て様々な施策に取り組んできました。

同様に、生涯学習については、平成5年度に「生涯学習推進基本構想」を策定し、平成7年度から第5次にわたり生涯学習推進計画を策定し、生涯学習社会の実現を図るため、様々な施策に取り組んできました。

一方、中長期的な市政運営の基本指針となる「千葉市基本計画」（計画期間：令和5年度～令和14年度）が策定されるとともに、国において次期「教育振興基本計画」（計画期間：令和5年度～令和9年度）の策定が進められています。

本市の今後の教育行政の指針となる「第3次千葉市学校教育推進計画」及び「第6次千葉市生涯学習推進計画」は、次期「教育振興基本計画」踏まえるとともに、「千葉市基本計画」との整合性を考慮しながら策定しました。この2つの計画に沿って、本市の現状に即した教育行政に取り組んでまいります。

#### 1 第3次千葉市学校教育推進計画・第6次千葉市生涯学習推進計画の位置付け

##### (1) 法的な位置付け

「第3次千葉市学校教育推進計画」及び「第6次千葉市生涯学習推進計画」は、教育基本法第17条第2項に基づく、地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、策定するものです。

##### (2) 本市の計画行政における位置付け

本市の計画行政における個別部門計画として位置付け、本市の総合計画（基本構想・基本計画・実施計画）と連携・整合を図ることとし、本計画に位置付ける個別事業の推進にあたっては、実施計画への位置付けや毎年度の予算編成において、実施時期及び事業量を定めます。

##### (3) 千葉市の教育に関する大綱との調和

地方公共団体の長は、総合教育会議の設置とともに、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、地域の実情に応じ、当該地方公共団体の「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を定めることとされています。

本市の「第3次千葉市学校教育推進計画」及び「第6次千葉市生涯学習推進計画」は、「千葉市の教育に関する大綱」と調和した計画となっています。

#### 2 第3次千葉市学校教育推進計画・第6次千葉市生涯学習推進計画の計画期間

両計画が中・長期的な視点に立った施策を明示するものであること、また、国の「第4期教育振興基本計画」（令和5年度～令和9年度）の計画が令和5年度からであることを踏まえつつ、「千葉市基本計画」（令和5年度～令和14年度）との整合を図るため、市基本計画と同じ10年間とします。ただし、令和9年度に中間見直しを図ります。また、社会状況の変化等から、必要に応じて中途での部分修正を行うこともあります。

計画	年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	
千葉市学校教育推進計画 千葉市生涯学習推進計画		第3次 第6次				中間 見直し						
千葉市基本計画		千葉市基本計画										
千葉市実施計画		第1次		第2次			第3次					
千葉市の教育に関する大綱		千葉市の教育 に関する大綱										
教育振興基本計画（国）		第4期										

#### 3 第3次千葉市学校教育推進計画・第6次千葉市生涯学習推進計画の推進

##### (1) PDCAサイクル等に基づき計画の進行を管理します。

計画（P）、実施（D）、確認・評価（C）、改善行動（A）へと続くマネジメントを、適切に行います。

##### (2) 中間年度におけるアクションプランの見直し

両計画の期間が10年間であることから、変化への対応と実行力のある計画とするため、アクションプランについては、中間年度（令和9年度）での見直しを行うこととします。